

基準ごとの自己評価

基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的（教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等）

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

1-1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

（1）1-1の事実の説明（現状）

「 ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」に記載したように、本学は「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」を建学の精神とし、また、この建学の精神の下に4つの基本理念を掲げている。

建学の精神及び基本理念は、大学案内、ホームページ、学生ハンドブック、関西福祉大学規程集、教職員事務ハンドブック等に記載し、学内外に示している。また、学生ハンドブック及び教職員事務ハンドブックには、参考事項として学園の沿革も記載し、建学の精神、基本理念だけではなく、学園、大学の歩みに関する理解を深めることにも留意している。なお、関西福祉大学規程集、教職員事務ハンドブックは、学内LANシステム上で閲覧できる体制をとっている。

学生に対しては、入学式における理事長の告示、学長の式辞において、学園や本学の歴史、建学の精神や基本理念に関連する内容について説明を行い、また、年度当初に実施する各学年の学生オリエンテーションにおいても学部長から説明を行っている。教職員に対しては、毎年、年度当初に開催している教職員合同会議の場や採用時の新任オリエンテーションにおいて、学長・学部長が年度の運営方針に合わせて説明し、周知を図っている。また、教職員の名刺には建学の精神を明記している。

学外に対しては、高校訪問、進学相談会、オープンキャンパス等で説明を行い、また、本学学生の保護者で構成される教育後援会の総会や、同会が主催する教育懇談会、同窓会組織である校友会の行事等において、学長・学部長の挨拶を通して周知を図っている。

（2）1-1の自己評価

建学の精神及び基本理念の学内外への開示に関しては、現状で取り得る手段・方法で実施できており、対象に関しても、概ね必要な範囲を網羅できていると判断している。ただし、入学を希望する者及びその保護者、あるいは高等学校等に対する積極的な開示という点では、やや形式的な対応に留まっているとも言える。また、学生及び教職員に関しても、単に「示す」ことに留まっていないか、つまり、しっかりと理解され、浸透しているかどうかについては現状では確認できていない。

本学は、基本理念に「地域社会の発展に貢献する地域に開かれた大学」を掲げており、これを具現するためにも、地域社会への示し方を今一度考えねばならない。

（3）1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神及び基本理念を積極的に、かつ広く社会に示すために、特に以下のことを継続的・段階的に実行する。

- 1) 学生に対しては、オリエンテーションだけではなく、もっと積極的に機会をとらえて周知・徹底を図る。
- 2) 教職員に対しては、現状の教職員合同会議の場だけではなく、恒常的に開催する会議において、建学の精神及び基本理念に関連する案件を取り上げる場合には、必ずこれらの内容について確認を行い、徹底を図る。
- 3) 学内行事、公開行事等の場面においては、必ず学長等が挨拶のなかで建学の精神及び基本理念に触れる。
- 4) 入学を希望する者及びその保護者、あるいは高等学校に対し、建学の精神や基本理念が広く効果的に認知・理解されるよう進学相談会等を通じて説明する。また、広報手法及び内容を工夫する。特に広報資料の作成にあたっては、建学の精神等を記載することを原則とする。
- 5) さまざまな地域活動等に学生、教職員が参加する際、一人ひとりが本学の広報マンであるとの意識の下に建学の精神や基本理念を紹介できるよう留意する。
- 6) 建学の精神を記載したプレート等を象徴的に学内に掲示し、恒常的に学生、教職員、来学者がこれを目にすることができるようにする。

1 - 2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

- 1 - 2 - 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。
- 1 - 2 - 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。
- 1 - 2 - 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

(1) 1 - 2 の事実の説明 (現状)

本学の使命・目的は、建学の精神及び基本理念に基づき、「関西福祉大学学則」(以下、「学則」という。)第1条に、「金光教の教義に基づく建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性を備えた社会に貢献しうる有能な人材を養成し、保健・医療・福祉に関する理論的、実践的研究を進め、学術、文化の進展に寄与すること」と明確に定めている。本学では、その使命・目的に基づき、以下の7点の目標を掲げている。

- 1) 広く保健・医療・福祉に携わる有用な人材を育成する。
- 2) 保健・医療・福祉の連携を強化し、より総合的に援助できる人材を育成する。
- 3) 教育の振興及び学術・文化の向上に寄与する。
- 4) 地域との共同研究、調査等の活動を通して、地域全体の活性化に寄与する。
- 5) 大学が所在する兵庫県赤穂市を中心とする地域で福祉社会の建設に寄与する。
- 6) 地域社会の住民にさまざまな学習機会を提供する生涯学習機関としての役割を果たす。
- 7) 地域住民のQOLの向上及び地域社会の発展と向上に貢献する。

本学の使命・目的は、大学案内、ホームページにより、広く学内外に公表されているが、このうち教職員に対しては、学生ハンドブック、関西福祉大学規程集に記載し、学内LANシステム上で閲覧できる体制をとっている。また、毎年、年度当初に開催している教職員合同会議においても、学長が説明を行っている。学生に対しては、入学

式における理事長の告示や、学長の式辞において説明しているほか、年度当初に実施される各年次の学生オリエンテーションのなかで学部長が説明を行っている。

学外に対しては、高校訪問、進学相談会、オープンキャンパス等で説明を行い、市民等が参加する行事における学長挨拶のなかで使命・目的に触れる等、公表に努めている。保護者に対しては教育後援会の総会、教育懇談会の場において学長・学部長の挨拶を通して周知を図っている。また、学内円形広場の中心及び看護学部棟の上部外壁に、本学の教育目的をシンボル化した学章をデザインし、来学者、学生、教職員の目に留まるように掲げている。なお、学章については、大学案内、ホームページ等にもその由来等を説明している。

(2) 1 - 2 の自己評価

本学の目的は「学則」に定めており、学生及び教職員への周知、行事における挨拶等においても説明を行う等、公表に努めている。しかし、大学案内、ホームページ等のさまざまな媒体への記載については、抽象的な内容となっており、今後、さらに明確に使命・目的を示すことが必要である。

また、開学から現在に至るまで、学生に対する理解度、浸透度についての確認を行ったことがなく、成果の確認という意味で十分ではない。

(3) 1 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的をさらに明確に示し、理解・浸透の徹底を図っていく。そのための方法としては、現状の手段・方法に係る実行の徹底を図りつつ、広報媒体において、本学の使命・目的を的確に伝達できる表現方法を工夫する。同時に周知・公表に活用できる機会を再確認し、広報媒体の活用を徹底していく。

【基準1の自己評価】

建学の精神及び基本理念は、関西福祉大学規程集、教職員事務ハンドブック、大学案内、ホームページ、学生ハンドブック等に記載し、かつ、各種行事や会議等の場において説明する等、学内外に示している。また、使命・目的についても学則に明確に定め、建学の精神や基本理念と同様の手段・方法で学生及び教職員に周知し、学外にも公表している。また、教職員に対しては、関西福祉大学規程集、教職員事務ハンドブックを学内LANシステム上で閲覧できるようにしている。

ただし、これらの周知の手段・方法や対象については、単に公表するというだけではなく、内容についてしっかりと理解されているかという点について、より一層の工夫と努力が必要である。

【基準1の改善・向上方策（将来計画）】

今後は、本学の建学の精神及び基本理念、使命・目的を従前以上に広く社会に公表し、かつ、学内においては確実な周知を図っていかねばならない。そのためにも、1-1、1-2における改善・向上方策の部分でも記載したことと同時に、以下の具体的課題に取り組む。

- 1) 新たな周知、公表の方法を検討する。
- 2) 学生・教職員ともに、行事等では説明を受け、確認する機会があるが、行事等以外ではあまり触れる機会が無いとも言える。よって、各年次の演習（ゼミ）等において少なくとも月に 1 回は担当教員が説明する機会を設ける等して、日常的に建学の精神等を目にする、聞くことができるような方策を講じる。
- 3) 今まで活用してこなかった機会の洗い出しをする。
- 4) 校友会(同窓会)、教育後援会(保護者会)の場を通じた公表と周知の徹底を図る。